

## 2. 島根県被災者生活再建支援制度（県単独事業）に基づく支援

自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模が被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に定める対象に達しないため、法による支援を受けられない方に対して、その生活の再建を支援するため、市町村が支援金を支給する場合において、県が当該市町村に対し島根県被災者生活再建支援補助金（以下「交付金」という。）を交付することで、市町村と共に、被災者の自立した生活の開始を支援しようとするものです。

### 2-（1）対象となる災害

法と同じ。（1-（2）をご覧ください。）

### 2-（2）対象となる災害の程度

法に定める規模に達しない程度の小規模災害（被害戸数1戸から対応）

### 2-（3）支援対象となる世帯及び支給額

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		最大支援額
世帯	被害程度（注1）		住宅の再建方法	金額	
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊（注2）	100	建設、補修	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊（注3）	50	建設、補修	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
半壊（注4）	-	補修	100（注6）	100	
一部破損（注5）	-	補修	40（注6）	40	
単数世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊（注2）	75	建設、購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊（注3）	37.5	建設、購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
半壊（注4）	-	補修	75（注6）	75	
一部破損（注5）	-	補修	30（注6）	30	

（注1）住家の被害程度は、市町村が発行するり災証明書又はそれに相当する書類により確認します。

（注2）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））の例による損害基準判定（以下、「損害基準判定」という。）において、その割合が50%以上と判定された住宅とします。

（注3）損害基準判定において、その割合が40%以上50%未満と判定された住宅とします。

（注4）損害基準判定において、その割合が20%以上40%未満と判定された住宅とします。なお、やむを得ず住宅を解体した場合、全壊と同様の取扱いとなります。（注5）損害基準判定において、その割合が10%以上20%未満と判定された住宅とします。

（注6）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とします。